第6章

誘導施設の設定

第6章　誘導施設の設定

6－1　誘導施設設定の考え方

（1）誘導施設とは

誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設等、都市における居住者の共同の福祉の利便性向上のために必要な施設で、都市機能誘導区域内に定める施設です。

また、誘導施設は、新たに整備・誘導する施設だけでなく、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、「既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる」とされています。

さらに、近年、人口減少や若者の地方離れの深刻化等を背景に、地域の魅力向上と稼ぐ力の強化が求められており、特定業務施設等の立地の必要性が高まっています。

以上の考え方を踏まえ、本市では、誘導施設の設定を通じて、既存施設の機能維持に努めるほか、現時点で立地していない、もしくはニーズに対してサービスが十分に提供されていない施設については、立地適正化計画と連動する様々な施策を推進することで、新たに整備・誘導していくこととします。

（2）想定される誘導施設のイメージ

誘導施設は機能別にみると、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化等があり、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省　令和7年4月改訂）」では、各拠点に必要な機能のイメージとして、以下の内容が示されています。

【各拠点に必要な機能のイメージ】

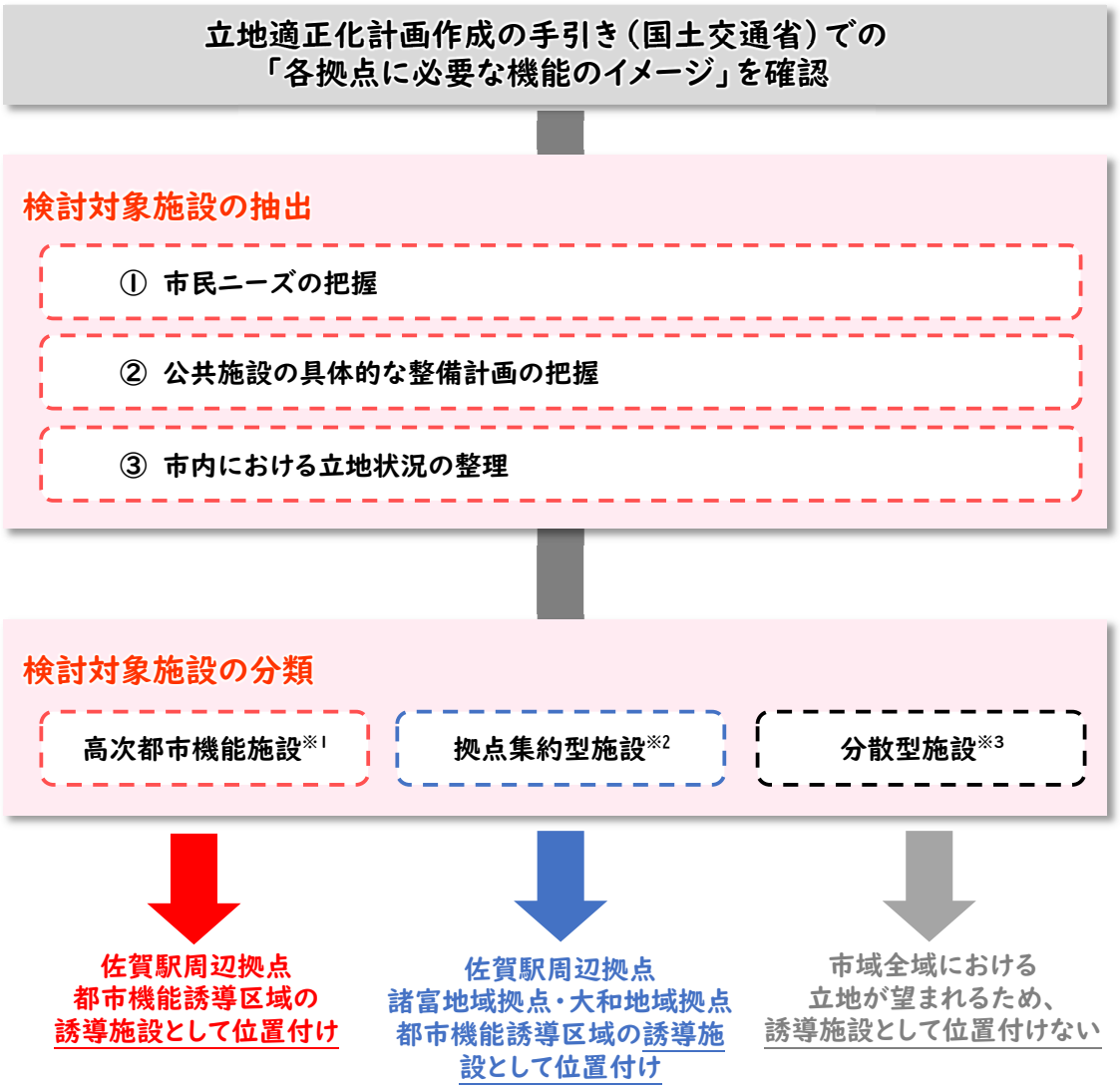
	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 **例．本庁舎**	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 **例．支所、福祉事務所など各地域事務所**
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．総合福祉センター**	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 **例．地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等**
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．子育て総合支援センター**	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 **例．保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等**
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 **例．相当規模の商業集積**	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 **例．延床面積〇㎡以上の食品スーパー**
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 **例．病院**	■日常的な診療を受けることができる機能 **例．延床面積〇㎡以上の診療所**
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 **例．銀行、信用金庫**	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 **例．郵便局**
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 **例．文化ホール、中央図書館**	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 **例．図書館支所、社会教育センター**
特定業務機能	■イノベーションを創発し、施設の集積による生産性の向上、地域への来訪者の増加等により地域の稼ぐ力と賑わいを創出する機能 **例．業務施設：民間オフィス、業務支援施設：スタートアップや地場産業への支援を行うインキュベーション施設、集客施設：ホテル等の宿泊施設**	

参照：立地適正化計画の手引きを基に作成（同手引きが改訂され、特定業務機能が位置づけられた場合は適宜更新予定）

6−2 誘導施設の設定フロー

想定される誘導施設のイメージを踏まえ、佐賀市においては以下の流れに基づき誘導施設の設定を行います。

【誘導施設の設定フロー】



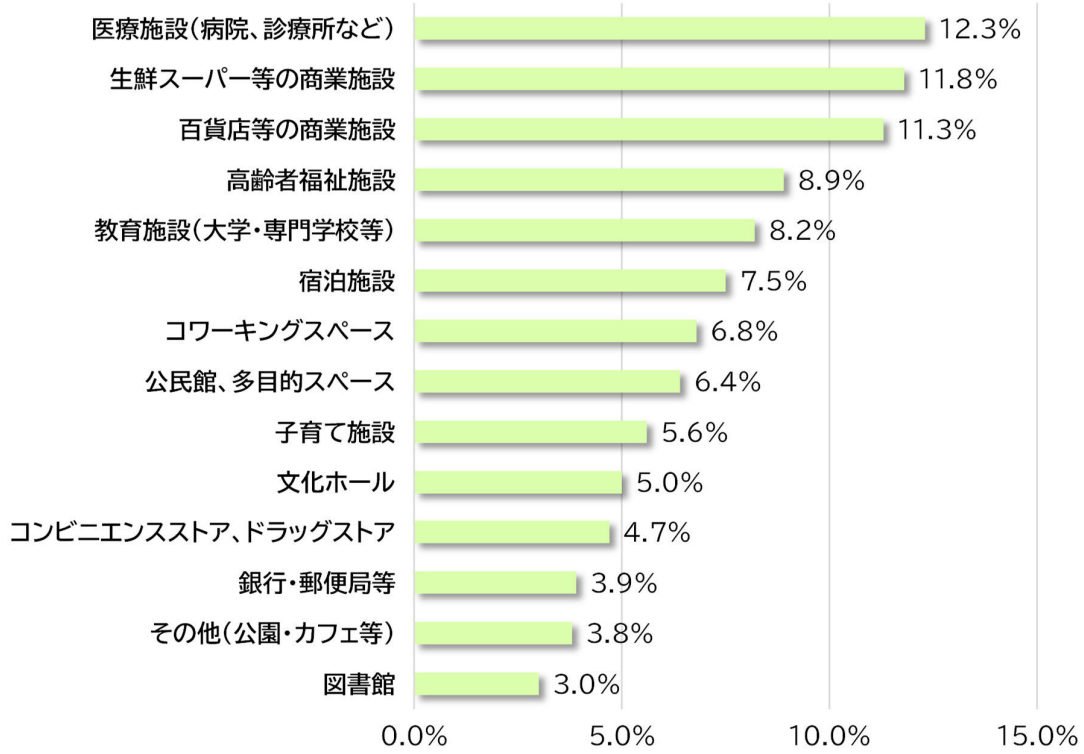
※1 全市民による利用を想定し、1施設で市全域や市外に影響力がある施設。また、多様な主体との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす施設。
※2 地域単位での利用を想定し、1施設で各地域をカバーすることが望まれる施設
※3 市域全域にまんべんなく立地していることが望まれる施設

6−3 検討対象施設の抽出

（1）市民ニーズの把握

市民意向において「佐賀駅周辺に充実させた方が良い施設」について聞いたところ、以下のとおり、いずれの施設もまんべんなく望まれている結果となりました。

【佐賀駅周辺に充実させた方が良い施設（市民意向調査結果）】



（2）公共施設の具体的な整備計画の把握

市内に立地している公共公益施設については、佐賀城公園内に立地する「市村記念体育館」の文化・芸術施設としての利活用が検討されており、佐賀市立図書館では古い設備の更新等の施設改修を計画しています。

その他の施設については、移転・建て替えの予定はなく、現位置での機能維持を目指していきます。

（3）検討対象施設の抽出

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」において、各拠点に必要な機能のイメージとして示されている施設や市民ニーズ、公共公益施設の整備計画、実際の施設立地状況、さらには近年、地方都市に求められている「令和の都市（まち）リノベーション」等の社会潮流を踏まえ、誘導施設の検討対象を以下のとおりとします。

なお、公園については、誘導施策により整備を検討します。

【都市機能施設の分類】

区分	施設内容
行政機能	市役所本庁舎
	市役所支所
介護福祉機能	広域連合事務局
	保健福祉会館等
	地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）
	老人福祉センター
	高齢者福祉施設
子育て機能	中央児童センター
	子育て支援センター
	その他児童館等
	幼稚園・保育園・認定こども園
商業機能	百貨店
	食品スーパー
	コンビニエンスストア
	ドラッグストア
医療機能	地域医療支援病院
	一般病院
	診療所
金融機能	銀行（本店・支店・営業所）
	農協（本店・支店・営業所）
	信用金庫（本店・支店・営業所）
	郵便局（中央・その他）
教育文化機能	文化・芸術施設
	図書館（本館・分館）
	体育館
	博物館・美術館
	公民館
	高等教育機関（大学）
特定業務機能	業務施設（オフィス、既存建築物をリノベーションした働く場等）
	業務支援施設（インキュベーション施設、コワーキングスペース等）
	集客施設（ホテル、空き家を活用した宿泊施設等）

6−4 検討対象施設の分類

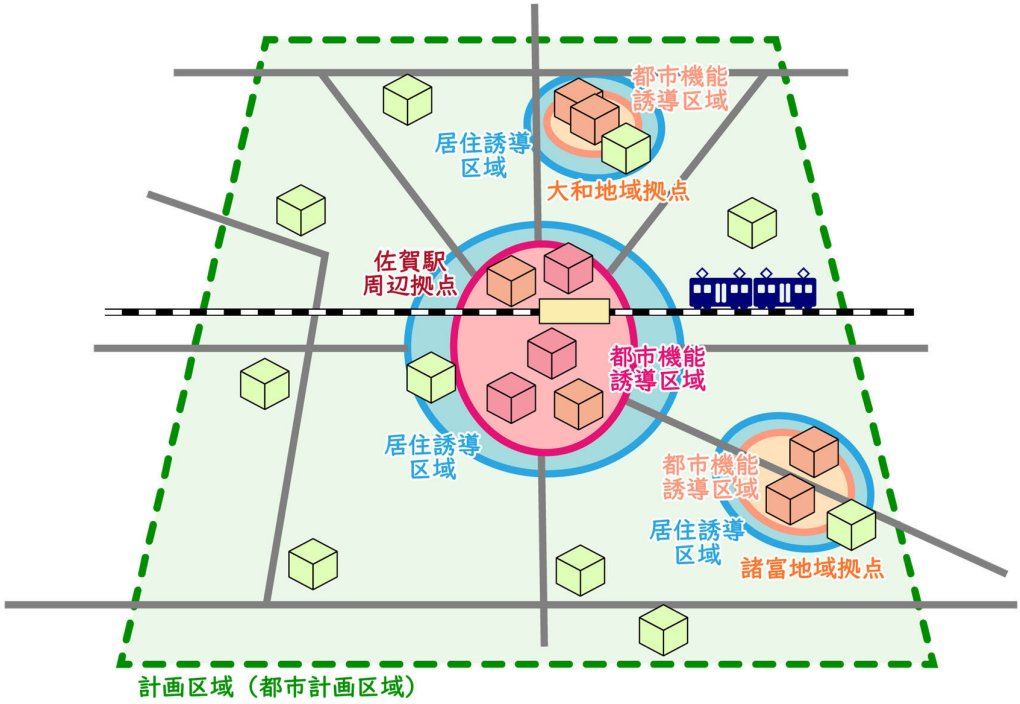
誘導施設の設定にあたり、施設の役割や特性を踏まえた分類を行います。

分類の考え方としては、全市民による利用を想定し、1施設で市全域や市外にも影響力がある施設、また、多様な主体との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす施設を「高次都市機能施設」、地域単位での利用を想定し、1施設で各地域をカバーすることが望まれる施設を「拠点集約型施設」に位置付けます。

また、都市機能誘導区域を含め、市内にまんべんなく配置することが望ましい施設については、「分散型施設」として位置付けます。

「高次都市機能施設」および「拠点集約型施設」は誘導施設に位置付け、高次都市機能施設については佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域に、拠点集約型施設については佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域及び諸富地域拠点・大和地域拠点都市機能誘導区域への誘導を目指します。

【検討対象施設の分類イメージ】



≪「誘導施設」として位置付ける施設≫

高次都市機能施設

●全市民による利用を想定し、1施設で市全域や市外に影響力がある施設。また、多様な主体との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす施設。

拠点集約型施設

●地域単位での利用を想定し、1施設で各地域をカバーすることが望まれる施設

≪「誘導施設」として位置付けない施設≫

分散型施設

●市全域にまんべんなく立地していることが望まれる施設

【検討対象施設の分類】

区分	施設内容	高次都市機能施設※1	拠点集約型施設※2	分散型施設※3	設定理由
行政機能	市役所本庁舎	○	－	－	・全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	市役所支所	－	○	－	・地域単位での利用が想定され、1施設で各地域をカバーすることが望まれるため、拠点集約型施設に分類
介護福祉機能	広域連合事務局	○	－	－	・1施設で周辺市町を含めた広域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	保健福祉会館等	○	－	－	・全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)	○	－	－	・市内に点在する地域包括センターの本部機能であり、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	老人福祉センター	－	－	○	・市全域に立地していることが望ましいため、分散型施設に分類
	高齢者福祉施設	－	－	○	
子育て機能	中央児童センター	○	－	－	・全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	子育て支援センター	－	－	○	・市全域に立地していることが望ましいため、分散型施設に分類
	その他児童館等	－	－	○	
	幼稚園・保育園・認定こども園	－	－	○	
商業機能	百貨店	○	－	－	・周辺市町を含めた広域的な集客力を持ち、交流やにぎわいをもたらすため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	食品スーパー	－	○	－	・集客力を持ち、地域ににぎわいをもたらすため、拠点集約型施設に分類
	コンビニエンスストア	－	－	○	・市全域に立地していることが望ましいため、分散型施設に分類
	ドラッグストア	－	－	○	

佐賀駅周辺拠点・都市機能誘導区域の誘導施設として位置付け

佐賀駅周辺拠点・諸富地域拠点・大和地域拠点都市機能誘導区域の誘導施設として位置付け

※1 全市民による利用を想定し、1施設で市全域や市外に影響力がある施設。また、多様な主体との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす施設。
※2 地域単位での利用を想定し、1施設で各地域をカバーすることが望まれる施設
※3 市域全域にまんべんなく立地していることが望まれる施設

【検討対象施設の分類】

区分	施設内容	高次都市機能施設※1	拠点集約型施設※2	分散型施設※3	設定理由
医療機能	地域医療支援病院（医療法第4条に規定する施設で、地域医療の確保を図る病院として都道府県知事が個別に承認するもの）	○	－	－	・1施設で周辺市町を含めた広域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	一般病院（医療法第1条の5第1項に規定する施設（20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの））	－	○	－	・市内外からの利用・集客が見込めるほか、地域単位での利用が想定されるため、拠点集約型施設に分類
	診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、内科・外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの）	－	－	○	・市全域に立地していることが望ましいため、分散型施設に分類
金融機能	銀行、農協、信用金庫（本店）	○	－	－	・日常生活における現金の引き出し、決裁、融資等の窓口業務を行うほか、地域における農業振興の拠点としての本店機能を有するため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	銀行、農協、信用金庫（支店、営業所）	－	○	－	・日常生活における現金の引き出し、決裁、融資等の窓口業務を行うほか、地域における農業振興の拠点としての機能を有するため、拠点集約型施設に分類
	郵便局（中央）	○	－	－	・日常生活における現金の引き出し、決裁、融資等の窓口業務を行うほか、郵便機能を有しており、市の中核となる郵便局として市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	郵便局（その他）	－	－	○	・日常生活における現金の引き出し、決裁、融資等の窓口業務を行うほか、郵便機能を有しており、市全域に立地していることが望ましいため、分散型施設に分類

佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域の誘導施設として位置付け

佐賀駅周辺拠点・諸富地域拠点・大和地域拠点都市機能誘導区域の誘導施設として位置付け

※1 全市民による利用を想定し、1施設で市全域や市外に影響力がある施設。また、多様な主体との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす施設。
※2 地域単位での利用を想定し、1施設で各地域をカバーすることが望まれる施設
※3 市域全域にまんべんなく立地していることが望まれる施設

【検討対象施設の分類】

区分	施設内容	高次都市機能施設※1	拠点集約型施設※2	分散型施設※3	設定理由
教育文化機能	文化・芸術施設	○	－	－	・市内外からの利用が想定され、少数で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	図書館（本館）	○	－	－	・全市民による利用が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	図書館（分館）	－	○	－	・地域単位での利用が想定され、1施設で各地域をカバーすることが望まれるため、拠点集約型施設に分類
	体育館	－	○	－	・市内外からの利用・集客が見込めるほか、地域単位での利用が想定され、1施設で各地域をカバーすることが望まれるため、拠点集約型施設に分類
	博物館・美術館	○	－	－	・市内外からの利用が想定され、少数で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
	公民館	－	－	○	・市全域に立地していることが望ましいため、分散型施設に分類
	高等教育機関（大学）	○	－	－	・若者世代が多く集まり、交流やにぎわいをもたらすため、利用者のアクセス性を考慮して高次都市機能施設に分類
特定業務機能	業務施設	○	－	－	・市内外を含め多様な人々（産官学連携等）との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらすことが期待されるため、高次都市機能施設に分類
	業務支援施設	○	－	－	
	集客施設	○	－	－	

佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域の誘導施設として位置付け

佐賀駅周辺拠点・諸富地域拠点・大和地域拠点都市機能誘導区域の誘導施設として位置付け

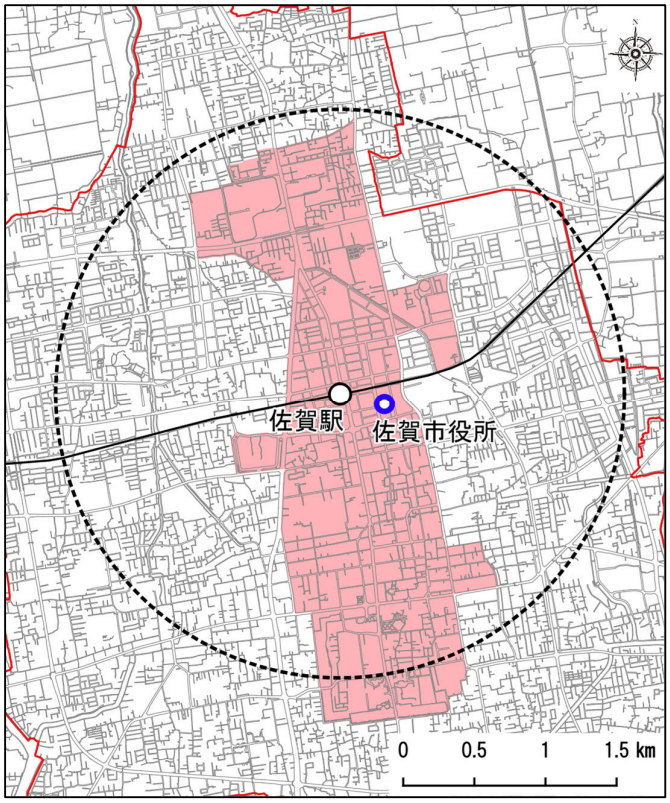
※1　全市民による利用を想定し、1施設で市全域や市外に影響力がある施設。また、多様な主体との連携を促し、市の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす施設。
※2　地域単位での利用を想定し、1施設で各地域をカバーすることが望まれる施設
※3　市域全域にまんべんなく立地していることが望まれる施設

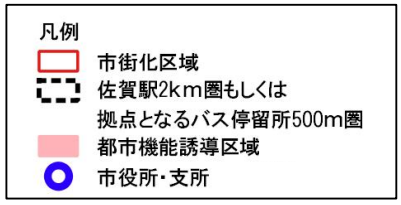
6−5 各都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況

佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域、諸富地域拠点・大和地域拠点都市機能誘導区域において、誘導施設（高次都市機能施設・拠点集約型施設）の立地状況を整理します。

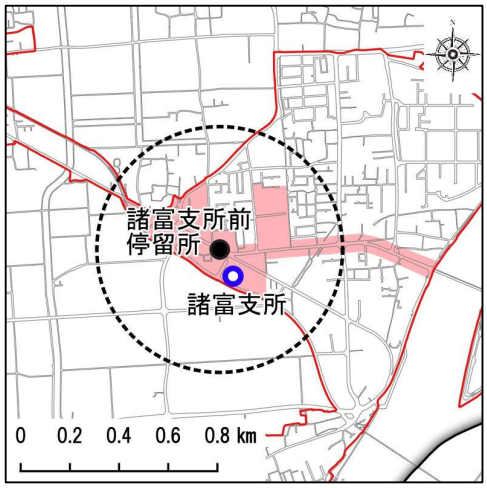
（1）行政機能

【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】

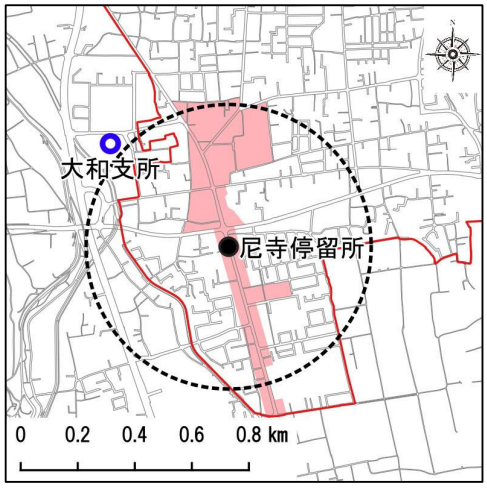




【諸富地域拠点都市機能誘導区域】

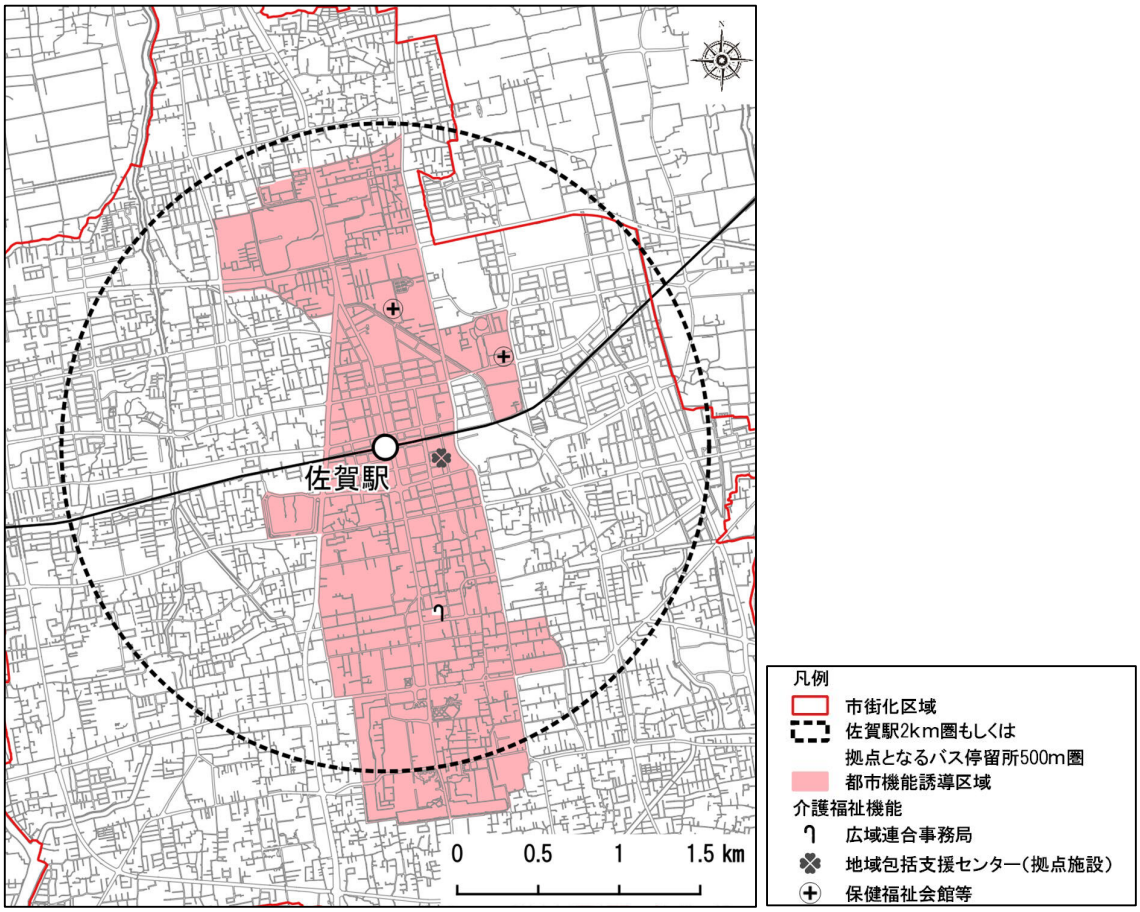


【大和地域拠点都市機能誘導区域】

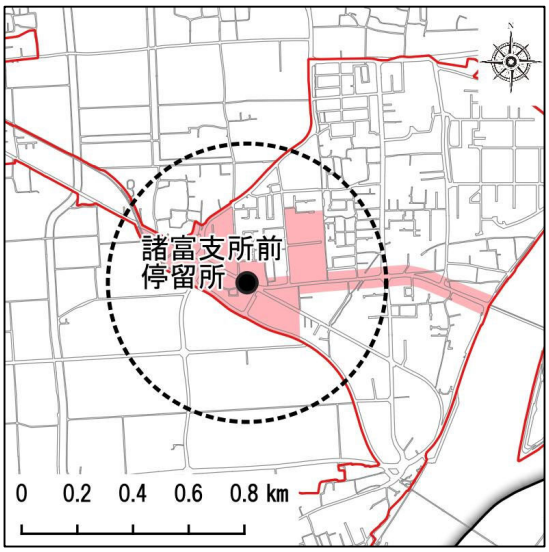


(2) 介護福祉機能

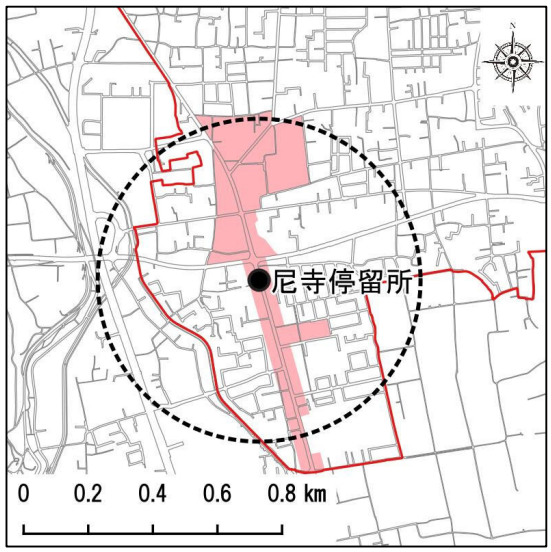
【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】



【諸富地域拠点都市機能誘導区域】

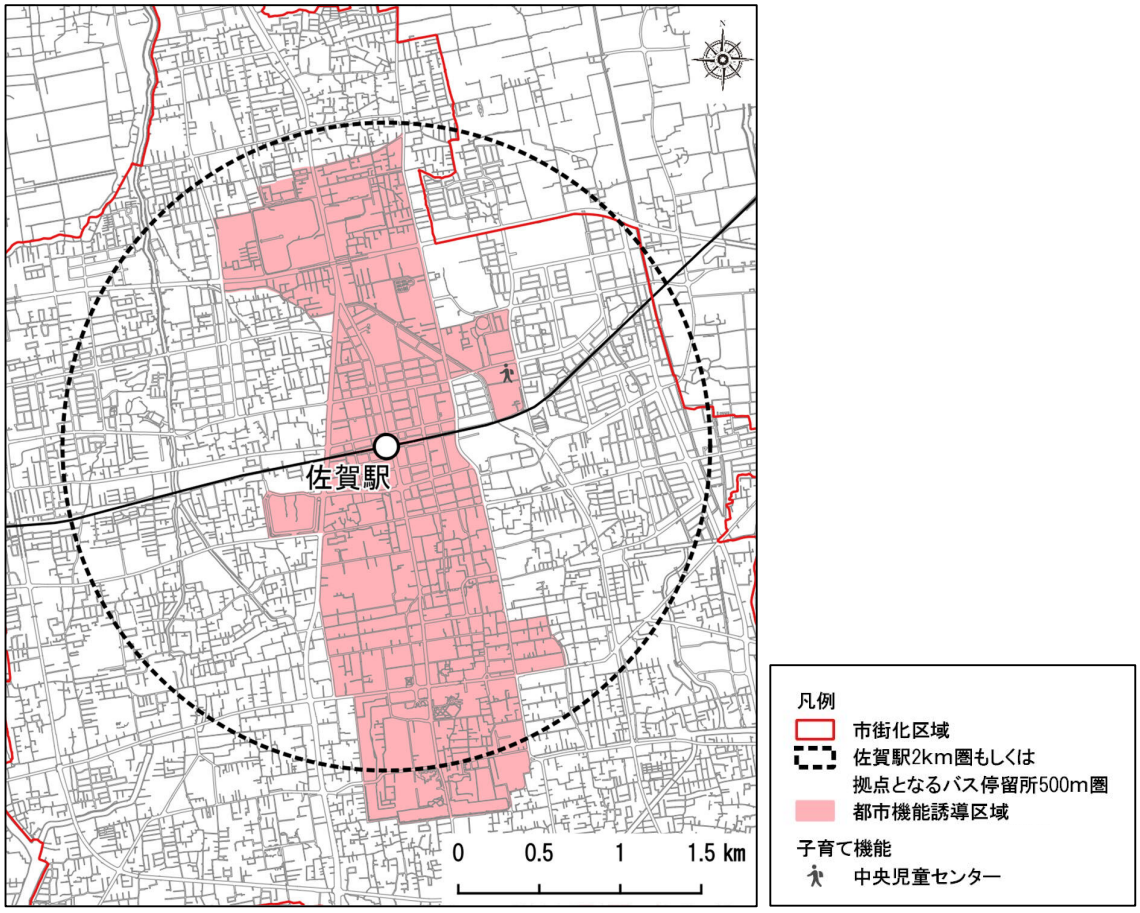


【大和地域拠点都市機能誘導区域】

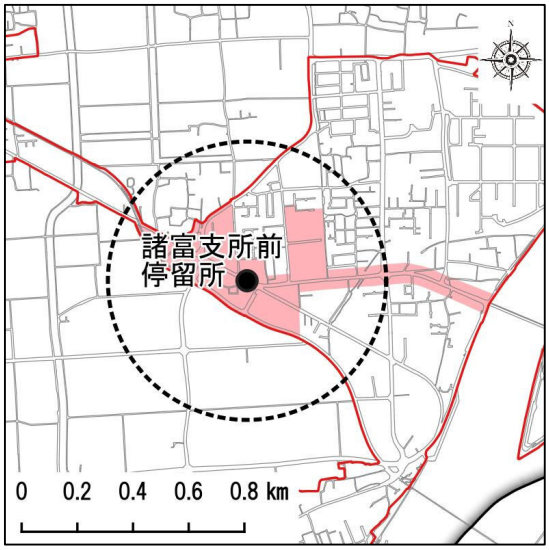


（3）子育て機能

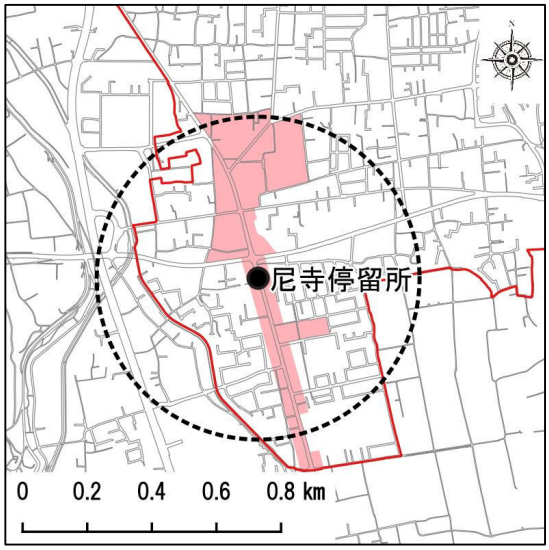
【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】



【諸富地域拠点都市機能誘導区域】

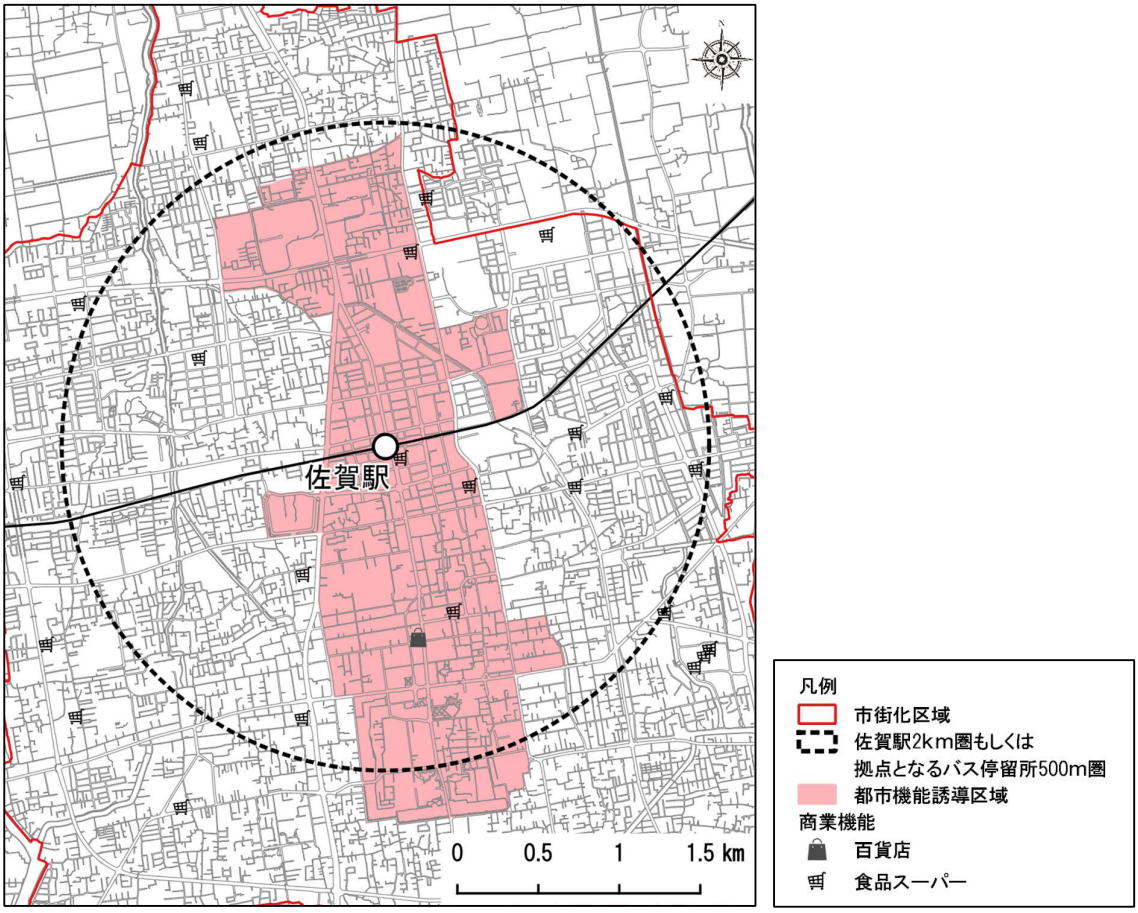


【大和地域拠点都市機能誘導区域】

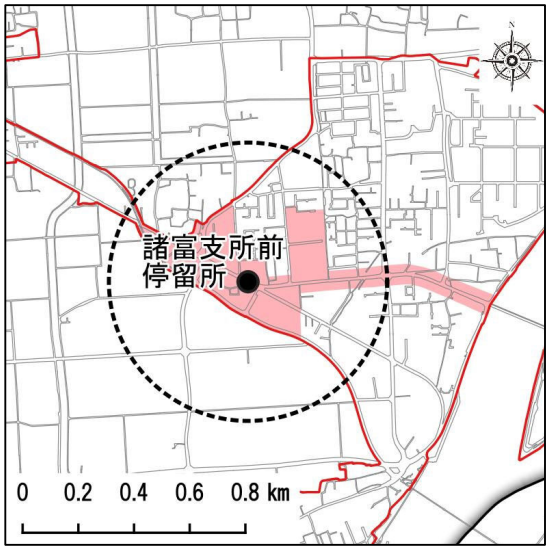


(4) 商業機能

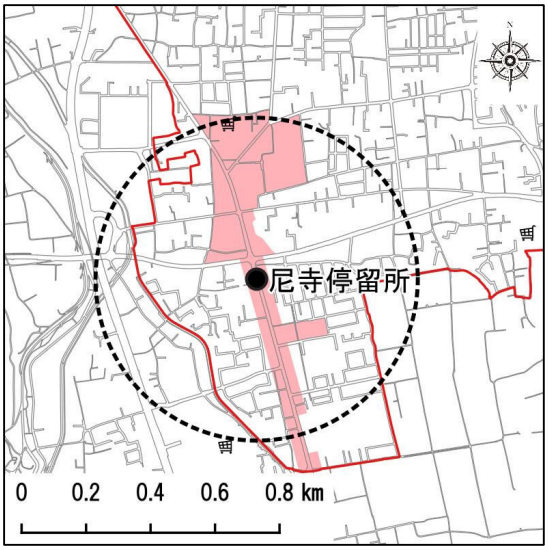
【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】



【諸富地域拠点都市機能誘導区域】

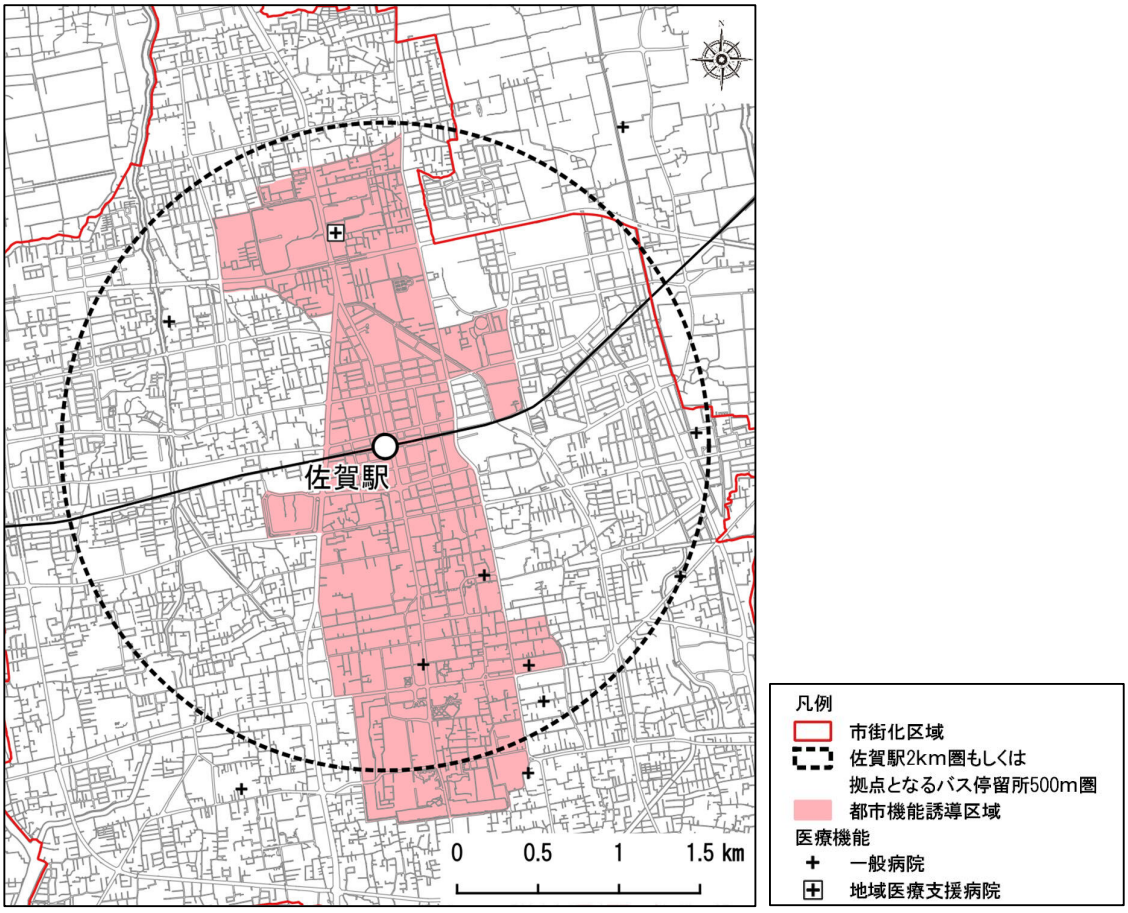


【大和地域拠点都市機能誘導区域】

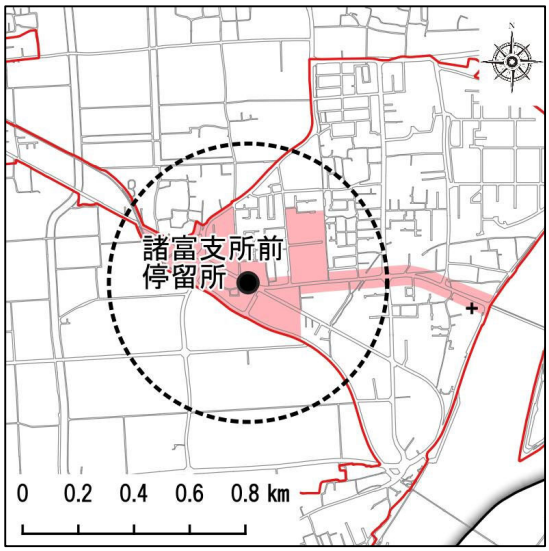


(5) 医療機能

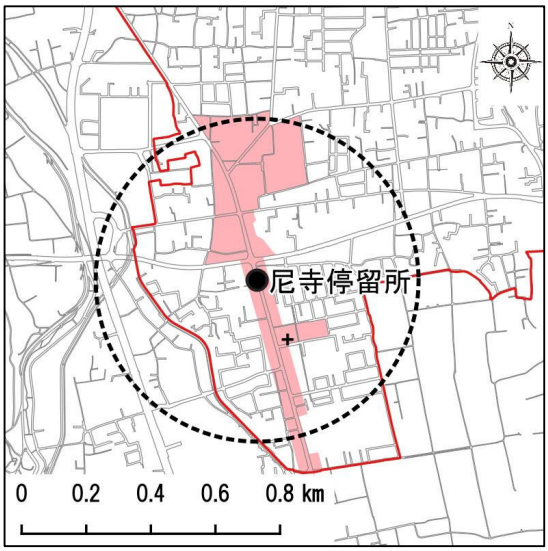
【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】



【諸富地域拠点都市機能誘導区域】

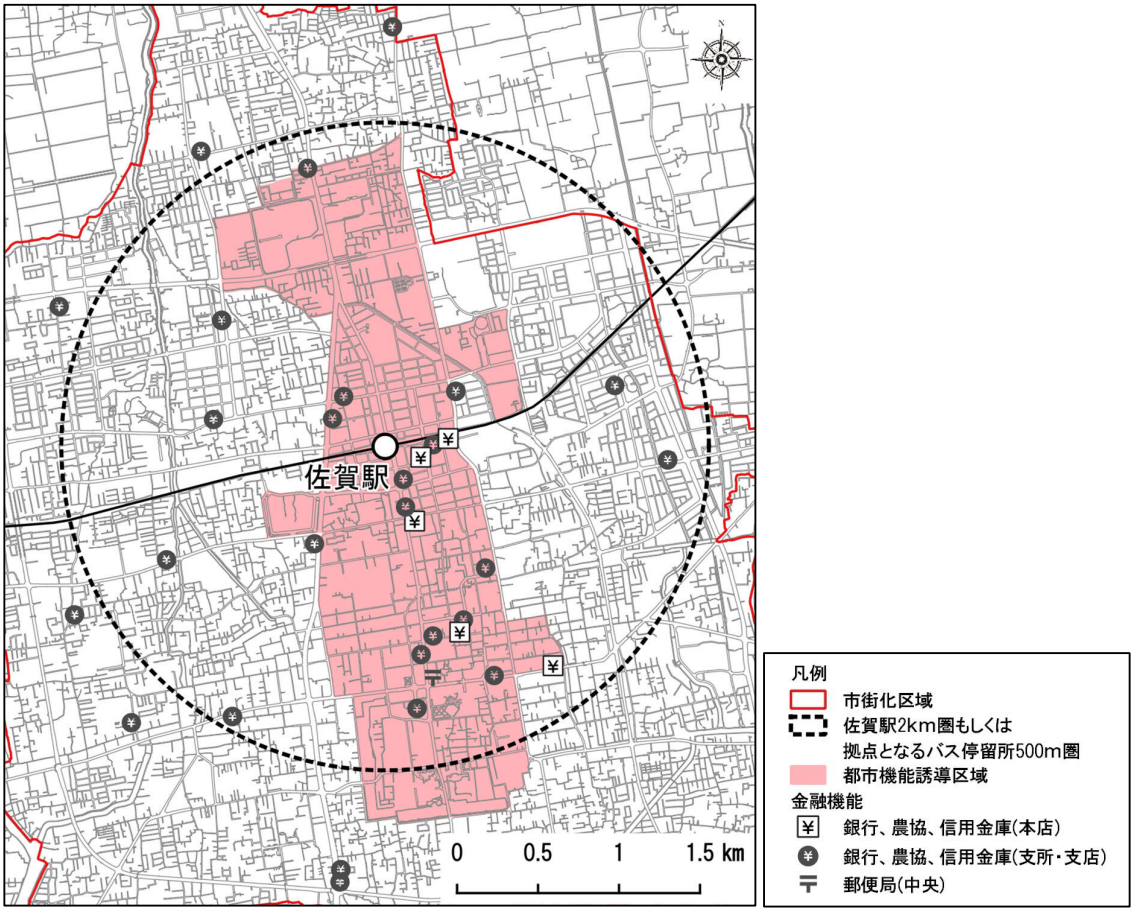


【大和地域拠点都市機能誘導区域】

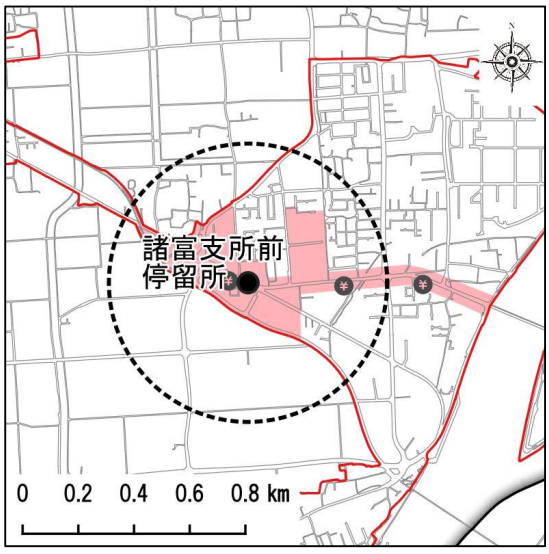


(6) 金融機能

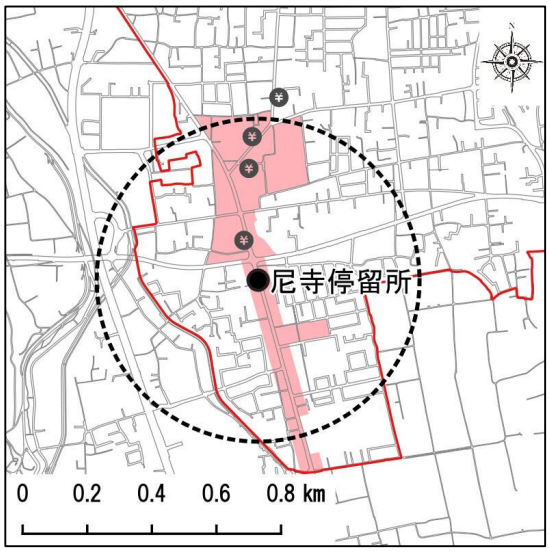
【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】



【諸富地域拠点都市機能誘導区域】

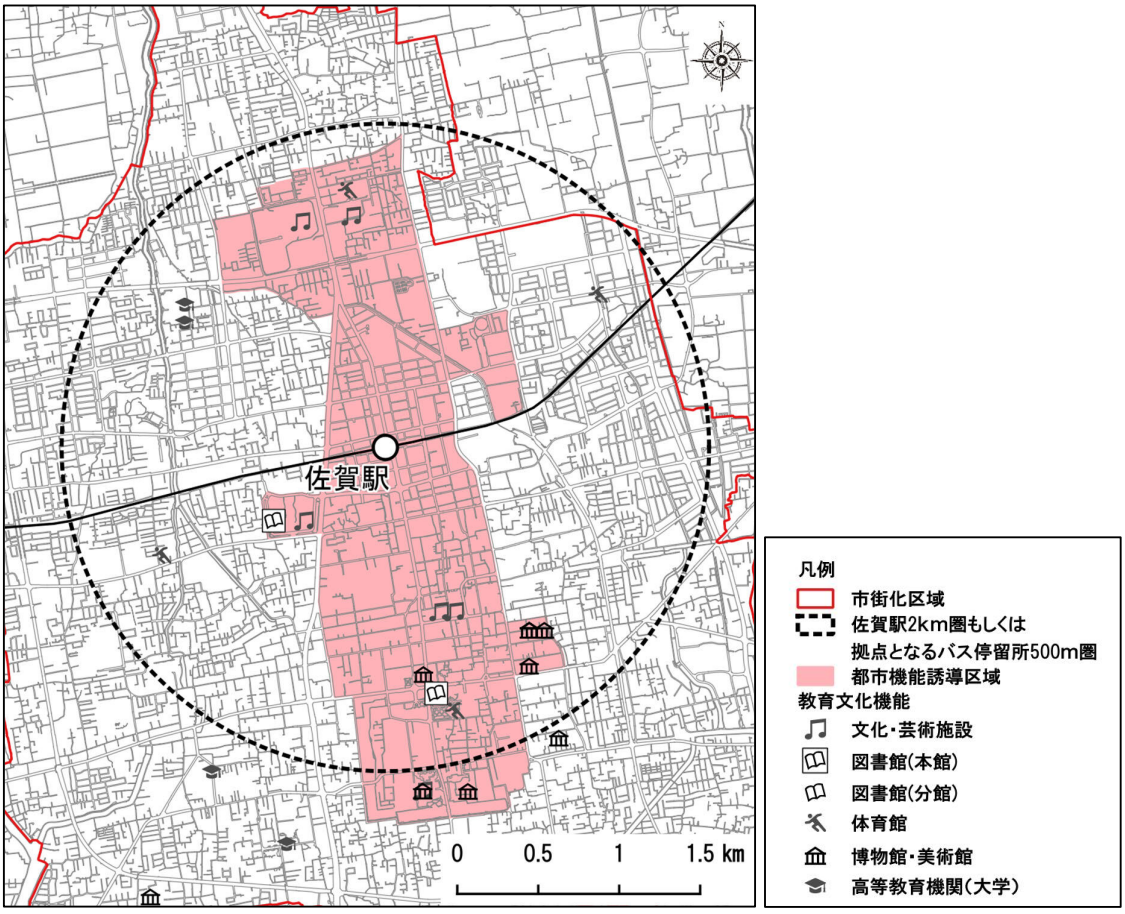


【大和地域拠点都市機能誘導区域】

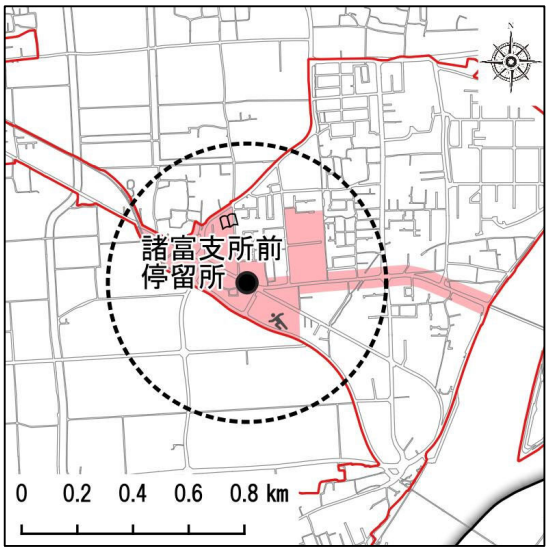


(7) 教育・文化機能

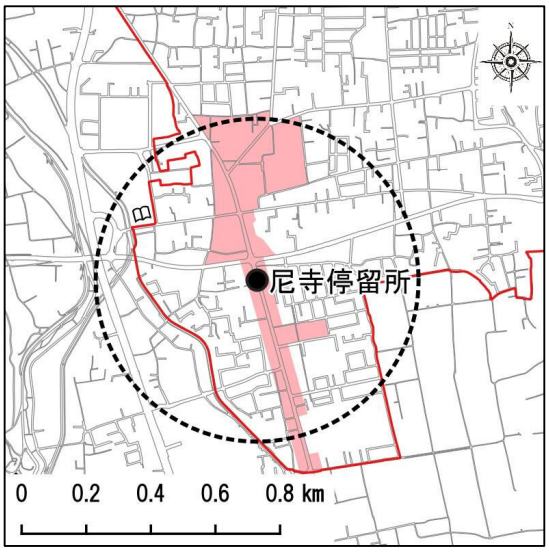
【佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域】



【諸富地域拠点都市機能誘導区域】



【大和地域拠点都市機能誘導区域】



6−6 誘導施設の設定

前項の誘導施設の立地状況等を踏まえ、各都市機能誘導区域における誘導施設を以下のとおり設定します。

【誘導施設】

区分	施設内容	佐賀駅周辺拠点 都市機能誘導区域	諸富地域拠点 都市機能誘導区域	大和地域拠点 都市機能誘導区域
求められる機能		●地域住民生活の利便性向上のための施設		
		●拠点性を高め市の活力を牽引し、広域的な利用が見込まれる施設		
行政機能	市役所本庁舎	○	−	−
	市役所支所	−	○	△
介護福祉機能	広域連合事務局	○	−	−
	保健福祉会館等	○	−	−
	地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）	○	−	−
子育て機能	中央児童センター	○	−	−
商業機能	百貨店	○	−	−
	食品スーパー	○	○	○
医療機能	地域医療支援病院	○	−	−
	一般病院	○	○	○
金融機能	銀行、農協、信用金庫（本店）	○	−	−
	銀行、農協、信用金庫（支店）	○	○	○
	郵便局（中央）	○	−	−
教育文化機能	文化・芸術施設	○	−	−
	図書館（本館）	○	−	−
	図書館（分館）	−	○	△
	体育館	○	○	△
	博物館・美術館	○	−	−
	高等教育機関（大学）	○	−	−
特定業務機能	業務施設	○	−	−
	業務支援施設	○	−	−
	集客施設	○	−	−

赤字：高次都市機能施設　　○：誘導施設に位置付ける施設

−：誘導施設に位置付けない施設　　△：都市機能誘導区域外に立地している施設

【誘導施設の定義】

区分	誘導施設	誘導施設の定義
行政機能	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設であって、佐賀市役所の位置を定める条例に規定する施設
	市役所支所	地方自治法第155条第1項に規定する施設であって、佐賀市支所設置条例に規定する施設
介護福祉機能	広域連合事務局	地方自治法第138条第2項に規定する施設であって、佐賀中部広域連合議会事務局設置条例に規定する施設
	保健福祉会館等	佐賀市保健福祉会館条例に規定する施設及び地域保健法第5条第1項に規定する施設であって、佐賀県保健福祉事務所設置条例第2条第2項に規定する施設
	地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)	介護保険法第115条の46第2項に規定する施設であって、佐賀中部広域連合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例に規定する施設のうち、本部機能を有する施設
子育て機能	中央児童センター	児童福祉法第35条第3項及び地方自治法第244条第1項に規定する施設であって、佐賀市児童館条例第2条に規定する施設のうち、中央機能を有する施設
商業機能	百貨店	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の商業施設
	食品スーパー	小売店舗のうち、生活に必要な飲食料品や生鮮食料品を取り扱う売り場面積250㎡以上の店舗(コンビニエンスストア・ドラッグストアを除く)
医療機能	地域医療支援病院	医療法第4条に規定する施設で、地域医療の確保を図る病院として都道府県知事が個別に承認した施設
	一般病院	医療法第1条の5第1項に規定する施設で、20人以上の患者を入院させるための施設を有する病院
金融機能	銀行、農協、信用金庫(本店)	銀行法第2条に規定する銀行、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業、信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設
	銀行、農協、信用金庫(支店)	
	郵便局(中央)	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設のうち、中央機能を有する施設
教育文化機能	文化・芸術施設	SAGAサンライズパーク条例第3条に規定する施設(アリーナに限る)、佐賀県立生涯学習センター及び佐賀県立男女共同参画センター設置条例に規定する施設、佐賀市市民活動プラザ条例に規定する施設、佐賀市文化交流プラザ条例に規定する施設、佐賀市文化会館条例に規定する施設等、多様な市民活動を支援し、市民活動の推進を図る施設
	図書館(本館)	図書館法第2条第2項に規定する施設であって、佐賀市図書館条例第2条第1項に規定する施設及び佐賀県立図書館設置条例第1条に規定する施設
	図書館(分館)	図書館法第2条第2項に規定する施設であって、佐賀市図書館条例第2条第2項に規定する施設のうちの分館及び分室
	体育館	社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育施設(学校に設置された施設は除く)
	博物館・美術館	博物館法第2条第2項に規定する施設、佐賀市歴史民俗館条例第2条に規定する施設、佐賀バルーンミュージアム条例に規定する施設等、後世に歴史や文化を伝える施設
	高等教育機関(大学)	学校教育法第1条に規定する施設
特定業務機能	業務施設	オフィス、既存建築物をリノベーションした働く場等
	業務支援施設	インキュベーション施設、コワーキングスペース等
	集客施設	ホテル、空き家を活用した宿泊施設等

※特定業務機能については、国交省による手引き改訂等にあわせて適宜詳細な内容を追記予定

風景さがし IMA 今昔 MUKASHI

木と銅と石の三つの鳥居
「新馬場通り」







令和4年（2022年）【現 佐賀市松原三丁目付近】

現在「新馬場通り」と呼んでいる一帯は、元来は「片田江竪小路」と呼ばれる武家屋敷地の一部でしたが、佐賀藩により文化14（1817）年にこの一帯を買い上げ、同じ年に東側（現在のレストラン庄屋　佐賀松原店辺り）に「下御宮」が建設されたことから、「日峯社」（本宮）とこの下宮をつなぐ参道となったのでした。この参道には3つの鳥居がありました。東から順に、写真に写っている「木の鳥居」、次に中央の「銅の鳥居」、そしてその西には「石の鳥居」と並んでいたのです。

しかし、文化14（1817）年に製作された「銅の鳥居」は、戦時下の昭和18（1943）年に金属供出により撤去されました。また、この写真に見える「木の鳥居」は、昭和31（1956）年に倒壊寸前のため応急処置として修理が行われましたが、老朽化と交通量の増加に伴い、昭和38（1963）年に撤去。灯籠も移設され、写真に見える灯籠は、現在は松原神社にあります。現在残っている「石の鳥居」には、太政大臣三条実美が明治6（1873）年8月に揮毫した「松原社」の額束が掲げられています。